

海底火山噴火により噴出した漂流漂着軽石に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」で発生した、国内最大クラスの噴火により、大量の軽石が噴出され、海流の影響で西へ移動し、10月上旬以降、沖縄県や鹿児島県の奄美地方などに次々と漂着している。

漂着した大量の軽石は、県内各地の漁港や海岸、ビーチなどに漂着しており、沖縄県漁業協同組合連合会の調査によると漁港が覆い尽くされることで漁業者が出港することができなくなったり、生け簀の魚が死んでしまったりと、25日までに県内14漁協で漂着による被害がでていいる。また、景観悪化によりホテルの宿泊や、マリンレジャー体験がキャンセルになるなど、各方面に影響がでてきている。

さらに、第11管区海上保安本部の中城海上保安部によると、23日、沖縄県糸満市・喜屋武岬の南方約55キロの海上を射撃訓練中の巡視艇「しまぐも」が漂流していた軽石をエンジンの冷却装置に吸い込み、航行ができなくなるなど、海難救助や領海警備といった海上保安庁の任務に影響がでていいる。

海洋研究開発機構（JAMSTEC）のシミュレーションによると、沖縄本島や奄美地方に漂着した軽石は時計回りに旋回し、漂流は11月末ごろにかけて、東海道沖に北上し、関東など、本州の南岸にかなり近づき、大きく蛇行し分散した軽石の一団は11月には石垣島にも限りなく近づくと予想されており、本市においても今後、水産業や観光業などへの幅広い影響や、海難救助や、尖閣諸島周辺海域の監視業務などの海上保安庁任務へ支障をきたすことが懸念される。

よって本市議会は、政府においては下記の事項について早急な対応を求める。

記

1. 漂着軽石の現状把握はもとより、漂流軽石の経路の予測を行い、漂着場所を集約し、被害を最小限に抑えること。
2. 軽石により損害を被った個人や事業者への補償制度を創設すること。
3. 政府と自治体の連携体制の構築をはかること。
4. 海上保安庁による尖閣諸島周辺海域の監視業務に間隙を生じないように特段の配慮を求めること。
5. 公共事業における利活用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月26日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、沖縄北方対策担当大臣、海上保安庁長官、水産庁長官、沖縄県選出国會議員